



米国株式これ1本 (S&P500・NYダウ・ナスダック100)

追加型投信 / 海外 / 株式



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ: <https://www.smd-am.co.jp>

コールセンター: 0120-88-2976

[受付時間] 午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は左記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、左記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円(2023年11月30日現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	12兆2,218億円(2023年11月30日現在)

商品分類・属性区分

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	年1回	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年2月6日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は、三井住友DSアセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的



米国株式3指数アクティブマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を通じて、実質的に米国の取引所に上場している株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの特色



1 実質的に米国の取引所上場株式に投資し、S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース)を上回る投資成果を目指します。

- 原則として、S & P500インデックス(以下、S&P500)、ダウ・ジョーンズ工業株価平均(以下、NYダウ)、ナスダック100インデックス(以下、ナスダック100)にそれぞれ連動することを旨とするETFに投資します。
- 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引も活用します。また、資産規模、流動性等を勘案して、株式へ投資することがあります。



S & P 500インデックスとは

米国の投資情報会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが算出、公表している株価指数で、米国の主要500銘柄を時価総額で加重平均し算出したものです。ベンチマーク(S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのS&P500インデックス(税引後配当込み)を委託会社が円換算したものです。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均とは

米国の株式市場を表す代表的な指標のひとつです。主要業種の代表的な優良30銘柄で構成され、単純平均方式で算出されます。

ナスダック100インデックスとは

米国のナスダック市場に上場している時価総額上位100銘柄(金融除く)で構成され、時価総額で加重平均し算出されます。

2 毎月、S&P500、NYダウ、ナスダック100への投資配分を調整します。

- 「セクターアプローチ配分」、「局面アプローチ配分」、「ベース配分」の3つの戦略で運用します。
- 「セクターアプローチ配分」および「局面アプローチ配分」では、定量判断により、S&P500、NYダウ、ナスダック100の中から、それぞれ投資する指数を選定します。
※定性判断により、定量判断で選定した指数を変更する場合があります。
- 「ベース配分」では、S&P500に投資します。
- それぞれの投資配分の比率は、1/3を中心値としますが、定性判断により「セクターアプローチ配分」および「局面アプローチ配分」の比率を±10%の範囲で調整します。
※3つの指数すべてに投資するとは限りません。

3 組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- 基準価額は為替変動の影響を受けます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

指数の著作権など

●S&P500インデックス

S&P500インデックスは、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが委託会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

●ダウ・ジョーンズ工業株価平均

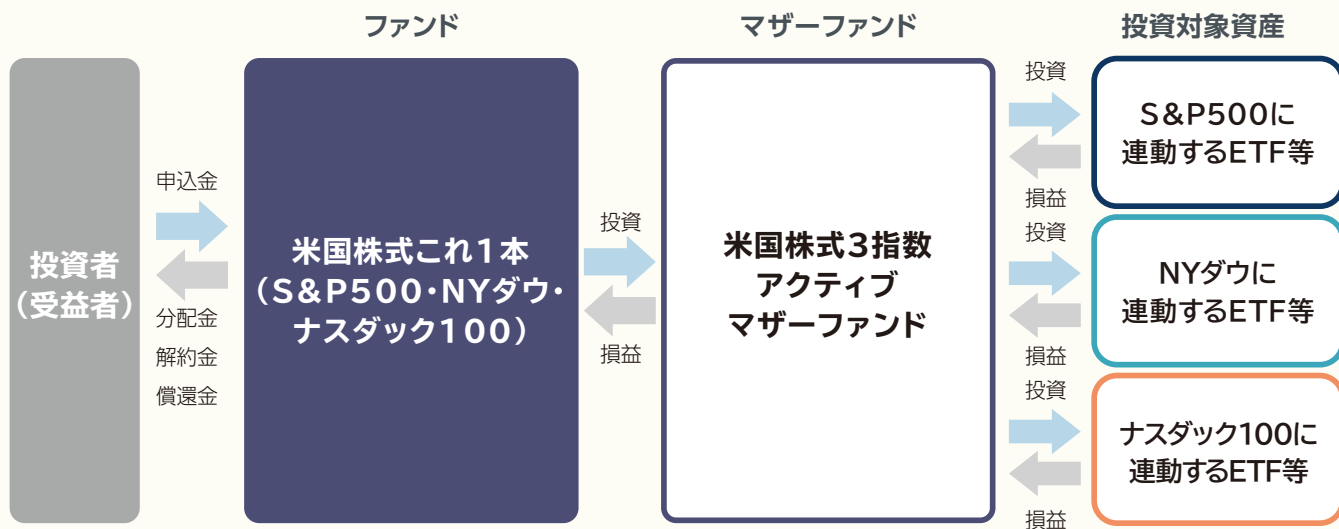
「Dow Jones Industrial Average™」(以下「ダウ・ジョーンズ工業株価平均」といいます。)は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJ」といいます。)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」といいます。)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」といいます。)の登録商標です。当ファンドはSPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、当ファンドへの投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、ダウ・ジョーンズ工業株価平均のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

●ナスダック100インデックス

当ファンドは、Nasdaq, Inc.またはその関連会社(以下「Nasdaq社」といいます。)によって、支援、承認、販売または販売促進されるものではありません。Nasdaq社は、当ファンドに関する記述および開示の合法性、適合性、正確性または妥当性を保証するものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの投資者等に対して、当ファンドへの投資の推奨およびNasdaq-100 Indexの一般的な株式市場への追随可能性に関して、明示的または黙示的を問わず、表明または保証も行いません。委託会社とNasdaq社の関係は、Nasdaq®、Nasdaq-100 Index®の商標登録およびNasdaq社の一定の商号の使用を許諾すること、ならびに委託会社または当ファンドとは無関係にNasdaq社が決定、構築および算出を行うNasdaq-100 Indexの使用の許諾に限られます。Nasdaq社は、Nasdaq-100 Indexの決定、構築および計算を行う際に、委託会社および当ファンドの投資者の要望を考慮するものではありません。Nasdaq社は、当ファンドの発行タイミング、価格、数量、および当ファンドの換金に関する計算方法について責任を負わず、また関与しません。Nasdaq社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引について責任を負いません。Nasdaq社は、Nasdaq-100 Indexに含まれるデータの正確性および中断のない計算を保証するものではありません。Nasdaq社は、Nasdaq-100 Indexに含まれるデータを利用して、委託会社、当ファンドの投資者およびその他のいかなる個人および団体に生じた結果に関して、明示的または黙示的を問わず、保証を行いません。Nasdaq社は、明示的または黙示的を問わず保証を行わず、かつ、Nasdaq-100 Indexまたはその中に含まれるデータの使用に関する特定の目的に対する商品性または適合性について、明示的な全ての保証を否認します。先述の内容に限らず、Nasdaq社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的もしくは間接的な損害について、当該損失の可能性について通知されたとしても、一切の責任を負いません。

ファンドのしくみ

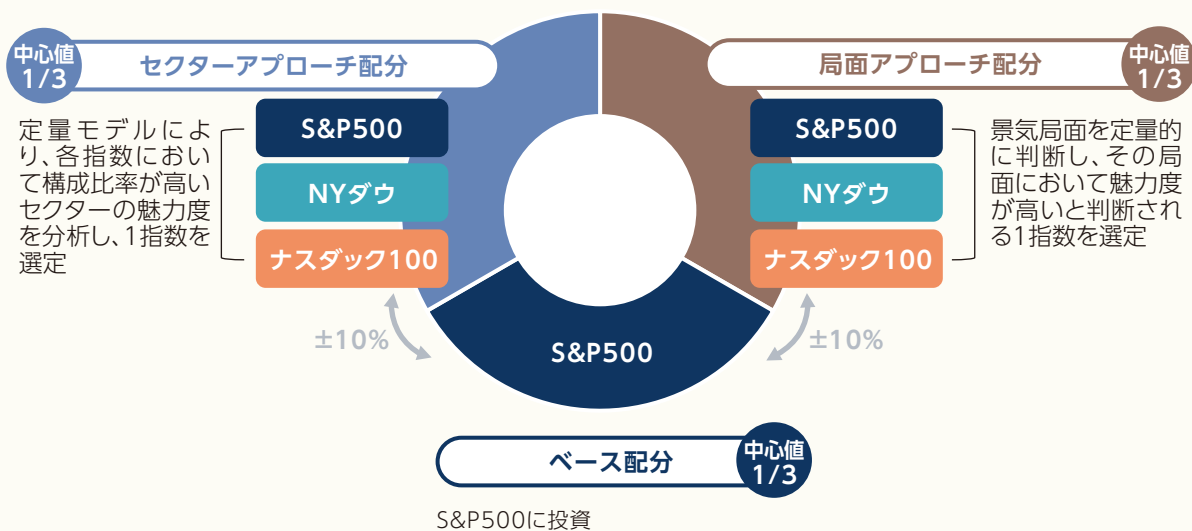
■ ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。



投資配分の月次調整について

- 「セクターアプローチ配分」および「局面アプローチ配分」では、定量判断により、S&P500、NYダウ、ナスダック100の中から、それぞれ投資する指数を選定します。
※定性判断により、定量判断で選定した指数を変更する場合があります。
- 「ベース配分」では、S&P500に投資します。
- それぞれの投資配分の比率は、1/3を中心値としますが、定性判断により「セクターアプローチ配分」および「局面アプローチ配分」の比率を±10%の範囲で調整します。

[投資配分の月次調整]



※ 上記は、投資配分の調整のイメージであり、実際とは異なる場合があります。
 ※ 3つの指数すべてに投資するとは限りません。
 ※ 投資配分の調整は月次で実施しますが、市場急変時等には、臨時で投資配分の変更を実施する場合があります。

運用プロセス

投資対象

S&P500に連動するETF

NYダウに連動するETF

ナスダック100に連動するETF

※株価指数先物取引も活用します。また、株式へ投資することがあります。

セクターアプローチ

●定量判断

経済、企業業績、株価変動、バリュエーション、投資家センチメントの動向等に基づく定量モデルにより、各指数において構成比率が高いセクターの魅力度を分析し、指数を選定

●定性判断

個別銘柄動向、景気動向、トップダウンの分析なども踏まえ、定量判断で選定した指数を変更する場合があります。

局面アプローチ

●景気局面別のインデックス割当て

景気サイクルの局面を8つに分類し、定量・定性の両面から、各景気局面において魅力度が高いと判断される指数を割当て

●定量判断

景気先行指数に基づき景気局面を判断し、その局面に割り当てた指数を選定

●定性判断

金融政策、政治動向、個別銘柄動向などを加味し、定量判断で選定した指数を変更する場合があります。

投資配分の調整

●定性判断による確信度に応じて、各アプローチの配分比率を中心値(1/3)からそれぞれ±10%の範囲で調整

ポートフォリオ

ベース配分の指数に連動するETF

S&P500

セクターアプローチで選定した指数に連動するETF

S&P500

NYダウ

ナスダック100 のいずれか

局面アプローチで選定した指数に連動するETF

S&P500

NYダウ

ナスダック100 のいずれか

●月次で、投資配分の調整を実施しますが、市場急変時等には、臨時で投資配分の変更を実施する場合があります。

※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

- 年1回(原則として毎年3月3日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。
- 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

追加的記載事項

▶ 投資対象とするETFの投資方針等

- 以下は、有価証券届出書提出日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。
- すべてのETFに投資するとは限りません。また、投資対象とするETFは、今後、追加・入替等が行われることがあります。
- 資産規模、流動性等を勘案して、投資対象とするETFの代わりに株式へ投資することがあります。

S&P500に連動するETF

ファンド名	バンガード・S&P500 ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	ベンチマークに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	S&P500インデックス
管理費用*1	年0.03%程度
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。

NYダウに連動するETF

ファンド名	SPDR® ダウ工業株平均 ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	ベンチマークに、経費控除前で概ね連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	ダウ・ジョーンズ工業株価平均
管理費用*1	年0.16%程度
運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。

ナスダック100に連動するETF

ファンド名	インベスコ NASDAQ 100 ETF
形態	米国籍外国投資信託(米ドル建て)
運用の基本方針	ベンチマークに、経費控除前で連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	ナスダック100インデックス
管理費用*1	年0.15%程度
運用会社	インベスコ・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
購入の可否*2	日本において一般投資者の購入が可能です。

- *1 管理費用とは、各ETFの運用管理費用およびその他費用を各ETFの平均純資産総額で除したもので、本書の数値は各ETFの直近の目論見書等で開示されているものです。
- *2 外国籍のETFは、海外の上場有価証券を取り次ぐことのできる証券会社を通じて、日本国内の一般の投資者が、直接、購入することができるものがあります。直接購入される際は、売買委託手数料(証券会社ごとに異なります。)がかかります。また、円貨と外貨を交換する際に、証券会社が別途定める手数料がかかります。

基準価額の変動要因



- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。



価格変動リスク

株式市場リスク…株価の下落は、基準価額の下落要因です

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。



信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



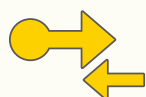
為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。



カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

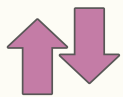
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点



ファンド固有の留意点 投資配分戦略に関する留意点

ファンドは、主として定量的なアプローチにより、複数の株価指数への投資配分を調整することで、ベンチマークを上回る投資成果を目指しますが、市場の予期せぬ動き等により、当戦略が効果的に機能しない場合があります。したがって、ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。



投資信託に関する留意点

■当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

■ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

リスクの管理体制

■委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

■リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にはリスク管理会議へ報告します。

■コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較



ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率:
該当事項はありません

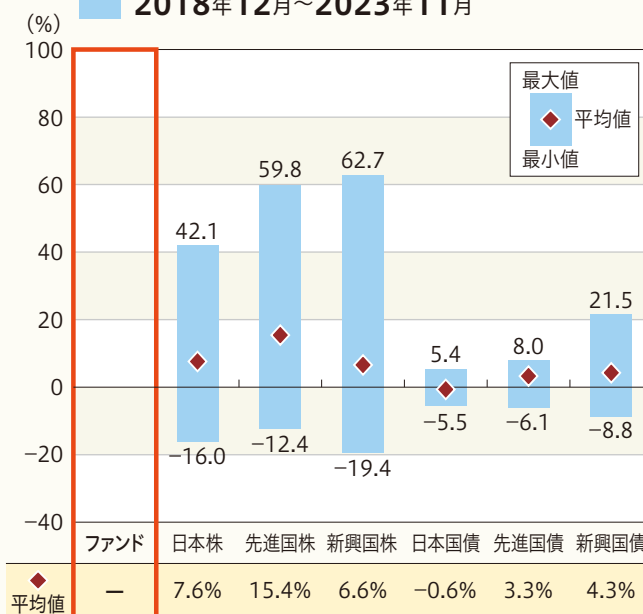
分配金再投資基準価額:
該当事項はありません

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:
該当事項はありません

他の資産クラス:
2018年12月～2023年11月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが開発した指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日: 2023年11月30日

※ファンドは、2024年3月4日から運用を開始するため、2024年2月6日現在、記載すべき事項はありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

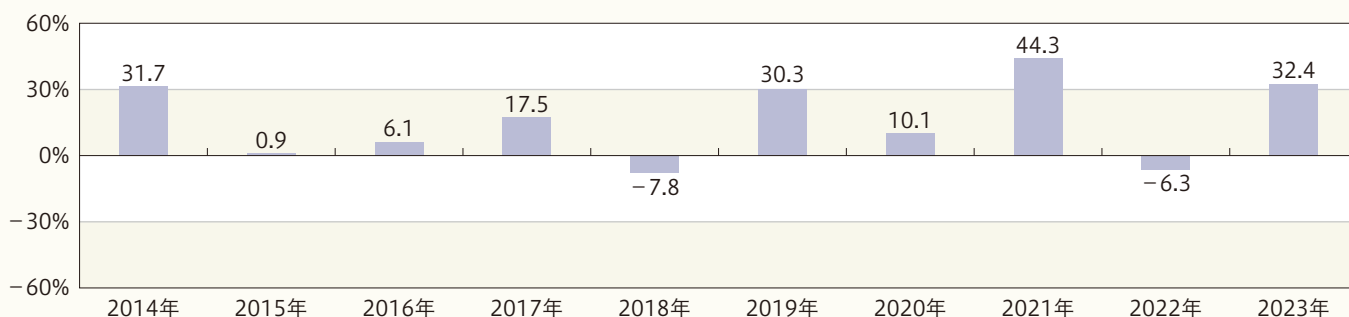
主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

以下はベンチマークの年間収益率の推移です。



※2023年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ベンチマーク(S&P500インデックス(配当込み、円換算ベース))は、米ドルベースのS&P500インデックス(税引後配当込み)を委託会社が円換算したものです。

※ベンチマークの情報は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

お申込みメモ



購入時

購入単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間は1口当たり1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金時

換金単位	お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込関連

申込締切時間	<p>当初申込期間: 販売会社が定める時間とします。 継続申込期間: 原則として、午後3時*までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とします。 * 2024年11月5日以降は、午後3時30分までに販売会社が受け付けたものを当日の申込分とする予定です。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にお問い合わせください。</p>
購入の申込期間	<p>当初申込期間: 2024年2月22日から2024年3月1日まで 継続申込期間: 2024年3月4日から2025年5月29日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。</p>
申込不可日	<p>以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨークの取引所の休業日 ● ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付中止や既に受け付けた購入・換金申込みの取消しをする場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎年3月3日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<p>年1回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。)</p> <p>分配金受取りコース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。</p> <p>分配金自動再投資コース: 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。</p> <p>※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。</p>

お申込みメモ

その他

信託期間	無期限(2024年3月4日設定)
繰上償還	<p>以下の場合には、繰上償還をすることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●繰上償還をすることが受益者のため有利であると認めるとき ●残存口数が30億口を下回るようになったとき ●その他やむを得ない事情が発生したとき
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者へ交付します。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「米株これ1本」として掲載されます。
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> ●課税上は株式投資信託として取り扱われます。 ●公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ●当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ●配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 <p>※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。</p>

ファンドの費用・税金



■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に 2.2% (税抜き2.0%) を上限 として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に年0.6875% (税抜き0.625%)の率を乗じた額とします。運用管理費用(信託報酬)は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p><運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜き)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.3%</td> <td>ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.3%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.025%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。</p>	支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.3%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価	販売会社	年0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
支払先	料率	役務の内容											
委託会社	年0.3%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価											
販売会社	年0.3%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価											
投資対象とする E T F	<p>投資配分を加味した場合の管理費用の概算値は以下の通りとなります。</p> <p>年0.03%～年0.14267%程度*</p> <p>※管理費用は、今後変更される場合があります。</p>												
実質的な負担	<p>ファンドの純資産総額に対して年0.7175% (税抜き0.655%) ～年0.83017% (税抜き0.76767%) 程度*</p> <p>※上記は投資配分を加味した場合の管理費用を用いた試算の結果であり、実際の組入れ状況等により変動します。</p>												
<p>*投資対象とするETFの運用管理費用は、有価証券届出書提出日現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。</p>													
その他の費用・手数料	<p>以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 監査法人等に支払われるファンドの監査費用 ● 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料 ● 資産を外国で保管する場合の費用 等 <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------	-------------------------------

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%
-----------------	--

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした公募株式投資信託等を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、有価証券届出書提出日現在のものです。